| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | |
| 第１　警察本部に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　公安委員会による警察本部の管理 | | |
| 【意見１】「大綱方針」のあり方の検討  【警察本部】 | 大阪府は，大綱方針が公安委員会による大阪府警察に対する管理のためのものであることを改めて認識し，大綱方針がそのような趣旨で定められるべきことを踏まえ，現状で問題無いか，その在り方を検討すべきである。 | 公安委員会制度は、警察行政の民主的な保障と政治的中立性の確保を趣旨として創設されたものであり、その期待されるところは、府民の良識を代表して警察を民主的に管理することにある。  　このため、警察法における公安委員会による「管理」とは、都道府県警察の事務執行の細部についての指揮監督は予定していないものと解されており、公安委員会としての日常的な活動である定例会議における審議や署長会議での公安委員長の訓辞等を通じ、警察運営に当たっての準拠枠となる大綱方針を示し、警察を事前事後に監督することにより行われているものである。  「大阪府警察重点目標」は従前より、１年毎の大阪府警察の運営に関し、定例会議における議論を経て公安委員会の議決により策定されている。その内容は、大阪府警察が重点的に対応すべき犯罪を始めとした各種治安事象への取組の強化等を目標として掲げているものであることから、大阪府公安委員会により示された代表的な大綱方針である。よって、「令和６年大阪府警察重点目標」からは、大阪府公安委員会と大阪府警察本部の連名で発出した。  また、署長会議における公安委員長訓辞については、令和５年１月に開催された年頭署長会議から、会議終了後に訓辞要旨を各所属長に書面で通知することによって大阪府警察全職員への周知をより一層、徹底することとした。 |
| ２　淀川交通安全協会への土地の貸付 | | |
| 【意見２】近傍類地の地代との比較の実施  【警察本部】 | 大阪府は，淀川交通安全協会への事務局敷地の貸付について，近傍類地の地代との比較を実施し，著しく不相当となっていないか検討すべきである。 | 近傍類地の地代との比較を行った結果、著しく不相当となっていないことを確認した。 |
| ３　国庫支弁経費 | | |
| 【意見３】警察用車両の調達について国庫支弁とするための国への請求  【警察本部】 | 大阪府は，警察用車両の購入に必要な経費が国庫支弁とされていることに鑑み，警察活動に必要な車両の購入に際し，国に対し，国庫から支弁するよう求めるべきである。 | 警察活動に必要な車両については、必要に応じて国庫支弁を求めていく。 |
| ４　庁用備品等の管理 | | |
| 【意見４】システムで管理可能な情報を紙媒体でも管理する必要性に関する検討  【警察本部】 | 大阪府は，庁用備品等の管理に関し，システム上に登録し，管理することができる情報につき，同じ情報を紙媒体にも記載して管理する必要性があるのかについて検討すべきである。 | 今後、関係部局と調整し、システムのみで管理できるよう改修に向けて検討していく。 |
| ５　拾得物（金）の管理・処分 | | |
| 【意見５】拾得金を現金で保管するか，預金で保管するのかの基準の明確化  【警察本部】 | 大阪府は，提出された拾得金を現金のまま保管するのか，預貯金として保管するのかを判断するための基準を明確にすべきである。 | 遺失物取扱事務の手引に預託金口座の取扱要領を明示した。今後、担当者講習等でも指導を行う。 |
| 【意見６】拾得物（金）を保管する鍵の管理に関するルールの具体化  【警察本部】 | 大阪府は，拾得物の保管庫の鍵，拾得金の手提げ金庫の鍵，手提げ金庫を保管する金庫の鍵など，拾得物（金）を保管するための鍵の保管，管理について具体的なルールを定めるべきである。 | 遺失物取扱事務の手引に保管庫等の鍵の管理について明示した。今後、拾得物検査でも指導を行う。 |
| 【意見７】大阪府帰属後に不用決定された物品の処分方法の基準の策定  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府の帰属となった拾得物について，不用決定された後の処分方法について判断基準を策定するなど，警察署間の判断を統一できるような方策を検討すべきである。 | 遺失物取扱事務の手引に売却と廃棄の判断基準を明示した。今後、担当者講習等でも指導を行う。 |
| 【意見８】拾得物の売却について入札もあり得ることの手引への明示  【警察本部】 | 大阪府は，遺失物取扱事務の手引における大阪府の帰属となった拾得物の売却手続に関する記載ついて，随意契約ではなく入札によることもあり得ることを明示した記載に改めるべきである。 | 遺失物取扱事務の手引に入札によることもあり得ることを明示した。今後、担当者講習等でも指導を行う。 |
| ６　捜査費 | | |
| 【意見９】捜査費を保管する金庫等の鍵の管理に関するルールのさらなる明確化  【警察本部】 | 大阪府は，捜査費を保管する手提げ金庫の鍵や，手提げ金庫を保管する引出しの鍵の保管，管理についてより明確なルールを定めるべきである。 | 「捜査費経理事務処理要領」に鍵の保管・管理方法について「手許で保管する」旨を明記し、具体的なルールについて、全署員に対して周知徹底した。 |
| ７　施設の管理・点検 | | |
| 【意見10】日常点検の実施頻度・実施方法に係るルールの策定・整備  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察の施設を対象として行う日常点検の実施頻度や，実施方法に係るルールを策定し，整備すべきである。 | 日常点検が定期的かつ適切な方法で行われるように、具体的なルールを策定し、日常点検の実施方法等の整備を行っていく。 |
| 【意見11】日常点検に関する記録の作成・保存に係るルールの策定・整備  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察の施設において，施設管理者が行った日常点検に関する記録の作成・保存に係るルールを策定し，整備すべきである。 | 日常点検を行った事実や点検の内容・結果に係る記録を作成・保存をするように、具体的なルールを策定し、日常点検に関する記録の作成・保存についての整備を行っていく。 |
| 【意見12】劣化度調査に係る結果の施設管理者との共有  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察の施設を対象とした劣化度調査に係る結果を，当該施設の管理者に共有すべきである。 | 大阪府施設の管理者に不具合箇所を周知するためにも、対象施設の劣化度調査の結果を共有していく。 |
| ８　被留置者の診療 | | |
| 【意見13】被留置者の診療報酬単価を保険診療の場合と同額とするための取組み  【警察本部】 | 大阪府は，被留置者の診療にかかる診療報酬単価につき，可能な限り保険診療の場合と同額となるよう，取り組みを進めるべきである。 | 警察医会に対し、被留置者の診療にかかる診療報酬単価について、保険診療の場合と同額となるよう働き掛けを行った。  また、警察署に対し、医療機関を選定する場合には、診療報酬単価１点10円の医療機関を優先して選定するなど、経済性についても考慮した医療機関の選定を行うよう要請した。 |
| ９　留置施設の統合運用 | | |
| 【意見14】取調べの際の移動に関する費用の抑制  【警察本部】 | 大阪府は，留置施設の統合により，取調べの際に必要となる警察官や被留置者の移動にかかる費用が可能な限り抑制されるように運用を工夫すべきである。 | 関係警察署に対し、取調べ等の計画を把握し、同時に移動が可能な警察官または被留置者を一緒に移動させる調整を図るなど、移動に係る費用が抑制されるよう要請した。 |
| 【意見15】留置施設の統合運用に際しての合理的な人員配置  【警察本部】 | 大阪府は，留置施設にかかる職員について，留置施設の統合運用に際して合理的な人員配置に努めるべきである。 | 統合運用に係る留置施設の人員配置については、今後も業務量等を勘案し、都度見直しを図るなど、合理的な人員配置に努めていく。 |
| 10　交通信号設備等損害賠償金 | | |
| 【意見16】財産調査の実施及び債権回収・整理手続の推進  【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金について，訴訟提起及び財産開示手続等を実施した上で，回収又は整理に向けた手続を具体的に進めるべきである。 | 全ての債務者からの回収を基本として、大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき手続を進めていく。  「交通信号設備等損害賠償金」について、債権の回収又は整理の手続の方法や、時効援用等の適切な教示に関する執務資料「信号機損害賠償金事務の手引き」を作成した。 |
| 【意見17】債務者の相続人に対する適切な教示  【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金の債務者が死亡した案件において，相続人に対して当該債権の時効援用が可能であることを適切に教示すべきである。 | 「交通信号設備等損害賠償金」について、債権の回収又は整理の手続の方法や、時効援用等の適切な教示に関する執務資料「信号機損害賠償金事務の手引き」を作成した。  　相続人に対して時効援用が可能であることを適切に教示した。 |
| 【意見18】債務者の親族からの第三者弁済に対する慎重な対応  【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金の債務者の親族に対して第三者弁済を求めるに当たっては，本人の財産調査を尽くし，かつ当該債権が消滅時効援用可能な状態にあることを適切に教示するなど，慎重な対応をすべきである。 | 「交通信号設備等損害賠償金」について、債権の回収又は整理の手続の方法や、時効援用等の適切な教示に関する執務資料「信号機損害賠償金事務の手引き」を作成した。  　指摘された収入未済案件の所属に対しては、支払義務のない第三者に誤解を与え債権回収を行うことがないように慎重な対応をするように指導を行った。 |
| 第２　労務管理・人事制度に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　勤務時間及び給与関連 | | |
| 【意見19】例外的部署の指定範囲の適正化  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察の例外的部署の指定について，必要性を検証した上でより細やかな方法により指定を行うべきである。 | 府警では、例外的業務の比重が高いものとされる所属から指定申請を受け、その内容を審査し、適当と認められるときは、現行、所属単位で例外的部署の指定を行っている。令和５年９月に、時間外勤務実績等を踏まえ例外的部署の指定の必要性について検証を行い、一部の部署について指定解除を行った。  なお、今後はより細やかな方法により指定について検討していく。 |
| 【意見20】特例業務の要件該当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察における特例業務の要件の該当性の判断についてより適切に判断できるよう運用すべきである。 | 大阪府警察処務規程に規定される特例業務の要件のうち「その他警察法第２条第１項に規定する警察の責務を果たす上で、より緊急性が高く、真にやむを得ない場合における業務」については所属長の判断に委ねているところであり、あらゆる事象に対応する警察業務の特殊性から、一定の基準を設けて示すことは困難である。  そのため、上限を超えて時間外勤務命令をする際にその必要性等については厳格に判断すること、判断に迷う業務である場合は警務課へ事前に質疑すること、又各所属で上限を超えて時間外勤務を命じた場合に作成する整理分析票についても、特例業務に該当し得る緊急性や真にやむを得ない状況にあったことを具体的に記載させる等の徹底を図っていく。 |
| 【意見21】「令和３年４月　大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（大阪府警察特定事業主行動計画）」のPDCAサイクルの明確化  【警察本部】 | 大阪府は，「令和３年４月　大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（大阪府警察特定事業主行動計画）」における時間外勤務の縮減に関する取組みついて，実効的なPDCAサイクルを策定し実行すべきである。 | 警察業務は、事件の認知件数や事故の発生数等によって時間外勤務の総量が定まるものではなく、各種相談やその他トラブルの扱いなどの数字に表れない事案に対応しているほか、各事件の対応に要する時間も当然のごとく画一ではないことから、縮減の目標値を設定することが極めて困難であり、他所属の時間外勤務の是非について客観的に判断することは、正確には行い得ないと考えられる。  　また、目標値を設定することでやるべき業務が適切に行われなくなる等の影響も懸念される。  　以上により、PDCAサイクルの策定が困難であることから目標値の設定は行わず、時間外勤務については、部下を持つ職員が厳格に判断して行うように意識付け等の施策を一層推進して縮減を図っていく。 |
| 【意見22】当直勤務の交代方法の適正化について  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警における当直勤務の交代の統一的ルールがなく，曖昧な運用に任せていることに関して，不満に感じている職員の有無を無記名アンケート調査等の方法により積極的に確認すべきである。 | 当直交代に関しては人事委員会による当直許可の範囲内（原則週１回）で行っているところであり、一人の勤務員に過度な負担が集中するといったことはないことから、現行どおり各所属での運用に委ねるものとする。  ただし、女性警察官の当直交替について、必ずしも女性同士で交代しなければならないというルールはないものの、当事者がそのように感じているとの意見は一部あることから、令和５年２月に「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画に基づく女性職員の配置・育成等に関する取組について」を通知し、女性職員の当直勤務を行う上での配慮事項として、女性職員の確保を優先するあまり、特定の女性職員に過度な負担が掛からないようにする旨を指示した。 |
| 【意見23】ハラスメント事案の把握方法の適正化  【警察本部】 | 大阪府は，ハラスメント事案の把握方法に関して，外部相談窓口の設置を検討すべきである。 | 費用対効果の面から疑問があり、引き続き内部の相談窓口に相談がなされやすい環境の整備に努めていく。 |
| ２　採用 | | |
| 【意見24】途中退職者数を減少させるための措置  【警察本部】 | 大阪府は，警察学校の途中退職者数の減少のために，採用選考段階を含め措置を講じるべきである。 | 募集広報時は、学生及び学校教職員に対し、警察業務の厳しさについて、懇切丁寧に説明を行い、採用後は、当初の緊張感や不安を軽減させるため、入校式の日程を遅らせて入校準備期間を設けるなど、まずは学校生活に慣れさせる対策を講じている。  今後は、合格者に対し、入校後のミスマッチを防ぐため、合格発表後の早い時期に合格者研修会を実施していく。 |
| ３　少年補導員 | | |
| 【意見25】制度目的に沿った活動が行なわれているかの実態把握及び検証  【警察本部】 | 大阪府は，少年補導員の活動が制度目的に沿ったものか否かについて，実態を把握し，検証すべきである。 | 警察署に対して、少年補導員の活動実態の把握と確実な本部への報告を指示した。  今後は、警察署と連携して少年補導員の活動実態の把握・検証を行っていく。 |
| ４　少年補導協助員 | | |
| 【意見26】制度目的に沿った活動が行なわれているかの実態把握及び検証  【警察本部】 | 大阪府は，少年補導協助員の活動が制度目的に沿ったものか否かについて，実態を把握し，検証すべきである。 | 警察署に対して、少年補導協助員の活動実態の把握と確実な本部への報告を指示した。  今後は、警察署と連携して少年補導協助員の活動実態の把握・検証を行っていく。 |
| ５　スクールサポーター | | |
| 【意見27】私立学校への積極的な訪問の指示  【警察本部】 | 大阪府は，スクールサポーターに対し，私立学校へも積極的に訪問するよう指示すべきである。 | スクールサポーターに対する研修会を開催し、担当する公立・私立全ての小中学校を訪問するよう指示した。  また、大阪府教育庁へ、私立学校に対して、スクールサポーターの積極的な受け入れについて周知するよう依頼を行った。 |
| 第３　交通規制に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　交通規制等について | | |
| 【意見28】交通規制等新設の効果測定について  【警察本部】 | 大阪府は，交通規制等新設に関する効果測定に関する情報を整理・分析して，その後の交通規制等新設の際の判断に利用可能な形で保管・管理すべきである。 | 新たに同様の交通規制を実施する場合の執務資料として活用していくため、交通規制情報総合管理システムの備考欄に、当該規制の実施後における効果や分析結果のほか、見直しに至る経過等の情報を記録化（管理）していく。 |
| 【意見29】信号機に関する契約について  【警察本部】 | 大阪府は，信号機に関する契約において，入札手続きにおける業者間の競争を促進するような最低制限価格を，適切に設定すべきである。 | 意見を踏まえ、令和３年度及び４年度の入札結果について分析を行った。  まず、測量・建設コンサルタント業務について、全ての業者が最低制限価格未満による失格で取りやめとなった平均比率を、信号機に関するものとそれ以外（全部局）で比較したところ、令和３年度は信号機(10.5%)、全部局(2.8%)、令和４年度は信号機(2.6%)、全部局(2.3%)であった。  令和３年度の信号機の比率が高い要因について、業者側にヒアリングしたところ、旧労務単価を用いる等の積算誤りという特殊な事情があった。  令和４年度では、信号機と全部局が近似値であることから、特に信号機に関する契約について、最低制限価格の設定に問題があるとは言えない。  同様に、建設工事における令和３年度及び令和４年度の入札結果を分析したところ、令和３・４年度の開札件数2,122件に対し、全ての業者が最低制限価格未満による失格で取りやめとなった件数は全体で31件(1.5%)、このうち信号機に関するものは開札件数183件に対し１件(0.5%)で、比率が近似値であることを確認した。  以上により、信号機に関する契約について、通常の建設工事等とは異なる最低制限価格算出基礎額の算定を用いる必要性はないと考えられる。  また、大阪府総務部契約局の見解は、最低制限価格については、信号機に関する契約を含め、入札手続における最低制限価格算定基礎額が、国の示す統一的な基準に基づいて適切に設定されているとのことであり、今後も継続して業者間の競争を促進するよう、最低制限価格を適切に設定する。 |
| ２　駐車監視員について | | |
| 【意見30】駐車監視員の効果測定の適正化について  【警察本部】 | 大阪府は，駐車監視員の活動体制について適切な効果測定を行い，駐車監視員の導入や活動体制に反映すべきである。 | 駐車監視員を効果的に運用するため、確認事務を委託している警察署管内の駐車実態調査により、駐車監視員導入の効果測定を行うとともに、府民からの駐車違反の取締要望なども踏まえた多角的な検討を実施し、駐車監視員の導入や活動体制に反映させることとする。 |
| ３　放置違反金について | | |
| 【意見31】放置違反金の回収・整理業務の効率性  【警察本部】 | 大阪府は，放置違反金の回収・整理目標をより効果的な値に設定し，効率的な回収・整理業務を行うべきである。 | 令和５年度の債権回収・整理計画から、回収対象債権の過去５年間における回収実績の分析結果に基づき回収計画を策定し、目標設定を行うこととする。 |
| 【意見32】放置違反金の分割納付への対応  【警察本部】 | 大阪府は，放置違反金の分割納付の要請に対して受入れ体制を整え，回収可能な金額について回収漏れを防止できる体制を整えるべきである。 | 現在、放置違反金の滞納額等の基本情報は、駐車管理システムで一元管理しているが、現状のシステムでは、  ・分割納付に応じた納付書を作成できない。  ・分割納付後の納付残高がシステム上に即時反映されない。  ・分割納付による時効日の再設定が自動計算できない。  以上の状況により、分割納付を適切かつ円滑に運用するためには、システムの大幅な改修が必要となる。  　加えて、令和４年度に不納欠損となった滞納者のうち、分割納付を希望した者は極めて少数である。よって、分割納付に向けた体制の整備は見送るが、今後も世情の変化に応じて継続検討していく。 |
| ４　交通安全特定事業について | | |
| 【意見33】交通安全特定事業計画の効果測定の適正化  【警察本部】 | 大阪府は，既実施の交通安全特定事業計画の効果測定の結果を集約し，今後の同計画の実施の際に利用できるよう整理しておくべきである。 | 交通安全特定事業の音響式信号機等を設置する際は、視覚障がい者団体等に利用状況の確認を行い、利用者の意見を反映した音量や角度調整等の対応を行っていることから、その打合せ内容を記録化し、今後の同計画に活用する。 |
| 第４　警察署に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　各警察署に共通する事項 | | |
| 【意見34】識別章番号標のシステムでの管理  【警察本部】 | 大阪府は，識別章番号標をシステムで管理すべきである。 | 今後、システム等でのデータ管理を進めていくこととする。 |
| 【意見35】活動結果報告カードの提出の徹底  【警察本部】 | 大阪府は，少年補導員制度実施要綱に従い，少年補導員に対し，活動結果報告カードの提出を徹底させるべきである。 | 警察署に対し、少年補導員に活動結果報告カードの提出を指導するよう指示した。  また、大阪府少年補導員連絡協議会の定期理事会等において、活動結果報告カードの提出について周知徹底を図っていく。 |
| 【意見36】要綱に従った定期連絡会の開催  【警察本部】 | 大阪府は，少年補導員制度実施要綱に従い，概ね月１回以上の定期連絡会を開催すべきである。 | 警察署に対し、少年補導員制度実施要綱に従い、概ね月１回以上の定期連絡会を開催するよう指示した。 |
| ４　東警察署 | | |
| 【意見37】拾得金の金融機関への預託【警察本部】 | 大阪府は，東警察署において，大阪府遺失物取扱規程の趣旨に従い，拾得金を金融機関に預託する頻度を増やすべきである。 | 遺失物取扱事務の手引に預託金口座の取扱要領を明示した。また、東警察署に対して拾得金を金融機関に預託する頻度を増やすよう指導をした。 |
| ５　和泉警察署 | | |
| 【意見38】非常照明設備の不点灯の早期復旧  【警察本部】 | 大阪府は，和泉警察署において令和３年度に発見された非常照明設備の不点灯箇所について，できる限り速やかに，不点灯の状況を解消すべきである。 | 令和５年２月24日付け修繕にて、不点灯状況を解消した。 |
| 第５　各種施設・関連団体に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　門真運転免許試験場 | | |
| 【意見39】技能試験用車両の所有者の見直し  【警察本部】 | 門真運転免許試験場及び光明池運転免許試験場での技能試験及び取消処分者講習に使用する車両は，交通安全協会が所有しているものを借りる形式ではなく，大阪府が自己所有する方法に見直すべきである。 | 各試験場で技能試験及び取消処分者講習に使用する車両については、既に大阪府が所有する車両への置き換えを計画していたところである。光明池運転免許試験場で使用する車両は令和５年度に、門真運転免許試験場で使用する車両は令和６年度以降に置き換えを行う予定である。 |
| ２　科学捜査研究所 | | |
| 【意見40】府費備品につき点検簿による点検の実施  【警察本部】 | 大阪府は，科学捜査研究所において，府費備品についても，国有物品と同様に管理要綱（点検簿の様式）を定め，点検簿によって設置環境や活用状況を定期的に点検すべきである。 | 府費備品の鑑定用機器についても、国有物品と同様の点検を行うこととした。 |
| 【意見41】消耗品の無駄のない調達に向けた取組み  【警察本部】 | 大阪府は，科学捜査研究所における消耗品の管理について統一的なルールを定め，未使用のまま使用期限の到来により廃棄となる消耗品が極力少なくなるような取組みを進めるべきである。 | 鑑定用消耗品の管理について、統一的なルールを定めて管理することとした。 |
| 【意見42】研究費の不正防止等に関するルールの策定  【警察本部】 | 大阪府は，科学捜査研究所において，科研費の管理，使用における不正防止，不正発生時の対応についてのルールを策定すべきである。 | 科学捜査研究所において、科研費の適正な管理、使用のため、関連する事項を明文化することとした。 |
| ４　公益財団法人大阪府暴力追放推進センター | | |
| 【意見43】補正予算の適切な策定  【警察本部】 | 暴力追放推進センターは，補正予算を決議する際，過度に余裕をもった予算とならないよう，慎重に予算を積算し必要十分で適切な予算を策定すべきである。 | 給付金支出及び訴訟費用準備金については、事案が発生すれば支出する必要があるため、事前に必要額の補正を行っているものであるが、その他については、慎重に積算を行い、適切な予算の策定に努める。 |
| 【意見44】投資有価証券の銘柄分散の徹底  【警察本部】 | 暴力追放推進センターは，運用目的で保有する投資有価証券について，資産運用規程に則り，投資対象の分散をさらに徹底すべきである。 | 資産運用規程に則り、投資対象について慎重に検討する。 |
| 【意見45】受託事業の損益管理の強化【警察本部】 | 暴力追放推進センターは，継続的に赤字となっている不当要求防止責任者講習について，当該事業のみの損益を管理し，経費削減や収入増加に向けた働きかけなどの収支改善策の検討を進めるべきである。 | 不当要求防止責任者講習については、引き続き経費削減に努め、受講回数及び受講者数の検証など、損益管理に努める。 |
| 第６　入札・契約事務に係る監査の結果及び意見 | | |
| ２　不当要求防止責任者講習 | | |
| 【意見46】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，不当要求防止責任者講習の委託料については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業の区分の見直しや他の項目との合算，項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見47】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，不当要求防止責任者講習の委託料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| ３　各種講習業務 | | |
| 【意見48】競争性確保に向けた取組みの強化  【警察本部】 | 大阪府は，各種講習業務について，競争性を確保するため，仕様書内容の緩和，情報公開の強化，実施可能と想定される団体への働きかけ等，入札に参加できる業者を増やすための取組みを一層強化すべきである。 | 次回入札の際には、各種講習業務へ参入可能と想定される団体への働きかけや、仕様書内容の検討等を行い、参入可能業者を増やすための取組みを一層強化していく。 |
| ４　試験場手数料徴収業務 | | |
| 【意見49】実態に即した仕様書の作成  【警察本部】 | 大阪府は，試験場手数料徴収業務について，繁忙期以外に窓口の開設時間を早めることが無いのであれば，その旨仕様書に記載すべきである。 | 開設時間を早めるのは繁忙期に限られているが、受注者の毎日の就業時間はレジスター等の準備時間を考慮し午前８時30分からとしており、現契約での入札でも参加業者にその旨を説明している。しかし、仕様書の記載がその実態に即したものではないため、次の入札では実態通りの記載とする。 |
| ５　道路使用許可に係る調査業務 | | |
| 【意見50】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，道路使用許可に係る調査業務の委託料については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業の区分の見直しや他の項目との合算，項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見51】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，道路使用許可に係る調査業務の委託料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| ６　風俗営業管理者講習 | | |
| 【意見52】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，風俗営業管理者講習の実施及び講習手数料徴収業務の委託料については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業の区分の見直しや他の項目との合算，項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見53】予定価格の実態に即した見積り  【警察本部】 | 大阪府は，風俗営業管理者講習の実施及び講習手数料徴収業務の積算にあたり，定員や実施回数などをその時点での実情に応じて予定価格が過大とならないよう適切に見積るべきである。 | 予定価格の積算に際しては、その時点での実情に応じて、必要により仕様書の見直しを行い、予定価格が過大とならないよう見積もる。 |
| 【意見54】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，風俗営業管理者講習の実施及び講習手数料徴収業務の委託料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| 【意見55】オンライン講習実施の検討  【警察本部】 | 大阪府は，風俗営業管理者講習について，受講すべき対象者に十分な機会が与えられるようオンラインでの実施も検討すべきである。 | 風俗営業管理者講習については、風営法施行規則第40条で「別記様式第16号の管理者講習通知書」により通知すると定められており、当該通知書には「講習を行う場所」との記載項目があることから、対面講習を想定している。  警察庁の見解は、オンライン講習実施には風営法施行規則の改正が必要であり、都道府県独自で実施するのは不可能とのことである。  なお、警察庁においては、現在、行政手続オンライン化システム（令和７年度以降に運用開始する予定で作業中）と連携した形でのオンライン講習の運用が検討されている。今後も警察庁と連携して対応していく。 |
| ７　風俗営業所の構造・設備等の調査実施委託 | | |
| 【意見56】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，風俗営業所の構造・設備等の調査業務の委託料については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業の区分の見直しや他の項目との合算，項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見57】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，風俗営業所の構造・設備等の調査業務の委託料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| ８　悪質重要事件捜査支援システム機器の賃貸借契約 | | |
| 【意見58】文書の保存期間の適正化  【警察本部】 | 大阪府は，歳入及び歳出の証拠書類の保存期間について，当該歳入及び歳出に係る契約期間等を踏まえ，適正化すべきである。 | 大阪府警察行政文書管理規則に基づき保存期間を延長し、契約期間等に応じた保存期間を適正に設定していく。 |
| 【意見59】特命随意契約における価格交渉の記録  【警察本部】 | 大阪府は，悪質重要事件捜査支援システム機器の賃貸借契約について，特命随意契約の相手方との間の価格交渉の経過を記録すべきである。 | 価格交渉の経過について具体的に記録した。今後も具体的に記録していく。 |
| 【意見60】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，悪質重要事件捜査支援システム機器の賃貸借契約については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業区分の見直しや他の項目との合算，項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見61】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，悪質重要事件捜査支援システム機器の賃貸借契約の賃借料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格等がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| ９　次期指揮支援システム詳細設計業務に係る委託契約 | | |
| 【意見62】特命随意契約における価格交渉の記録  【警察本部】 | 大阪府は，次期指揮支援システム詳細設計業務に係る委託契約について，特命随意契約の相手方との間の価格交渉の経過を記録すべきである。 | 価格交渉の経過について具体的に記録した。今後も具体的に記録していく。 |
| 【意見63】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，次期指揮支援システム詳細設計業務に係る委託契約については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業区分の見直しや項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 10　大阪府警察で使用する軽四輪自動車44台の賃貸借契約 | | |
| 【意見64】特命随意契約における価格交渉のあり方  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察で使用する軽四輪自動車44台の賃貸借契約について，特命随意契約の相手方との間の価格交渉がより充実したものとなるよう，相手方が提示した見積額の妥当性をより詳細に検討すべきである。 | 今後は見積額について、インターネット等による市場価格の調査や他者の見積書と比較する等、その妥当性をより検討した上で、価格交渉を行っていく。 |
| 【意見65】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察で使用する軽四輪自動車44台の賃貸借契約については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業区分の見直しや他の項目との合算，項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見66】見積額の適正性の検討  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察で使用する軽四輪自動車44台の賃貸借契約について，見積額が適正か否かを十分に検討すべきである。 | 今後は見積額について、インターネット等による市場価格の調査や他者の見積書と比較する等、その妥当性を検討していく。 |
| 11　ヘリコプターおおわし号の１年点検整備作業に係る契約 | | |
| 【意見67】予定価格の積算根拠の検証【警察本部】 | 大阪府は，ヘリコプターおおわし号の１年点検整備作業に係る契約に関し，作業工数単価や管理費の設定のあり方を検証すべきである。 | 各業者から聴取した作業工数単価や管理費から、妥当性や合理性のある方法で価格の設定を行い検証していく。 |
| 12　警備指導教育責任者講習等に係る委託契約 | | |
| 【意見68】予算公表の方法の見直し  【警察本部】 | 大阪府は，警備指導教育責任者講習等に係る委託契約については，当該項目だけでの予算公表ではなく，事業区分の見直しや項目名の工夫など，随意契約の相手方が予定価格を推測することが出来ないよう，公表方法を見直すべきである。 | 意見を踏まえて、予定価格を容易に推測することができないよう、予算編成過程の公表方法について見直した。 |
| 【意見69】予定価格の実態に即した見積り  【警察本部】 | 大阪府は，警備指導教育責任者講習等に係る委託契約の予定価格の積算にあたり，定員や実施回数などをその時点での実情に応じて予定価格が過大とならないよう適切に見積るべきである。 | 予定価格の積算に際しては、その時点での実情に応じて、必要により仕様書の見直しを行い、予定価格が過大とならないよう見積もる。 |
| 【意見70】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，警備指導教育責任者講習等に係る委託契約の委託料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格等がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| 13　猟銃等技能講習委託に係る契約 | | |
| 【意見71】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，猟銃等技能講習委託に係る契約の委託料の予定価格積算にあたっては，過去の事業者の要した経費を確認するなどの方法で，予定価格等がより実態に即したものになるよう継続してその妥当性を検証すべきである。 | 過去の事業者の要した経費について、当該事業者に経費開示の協力を求め、また、従来通り、積算時における市場価格の調査を実施する等して、今後も予定価格がより実態に即したものになるように継続してその妥当性を検証していく。 |
| 14　交通違反総合管理システム改修業務 | | |
| 【意見72】特命随意契約における価格交渉について  【警察本部】 | 大阪府は，特命随意契約における価格交渉につき，より具体的に交渉経緯を記録するよう努めるべきである。 | 価格交渉の経緯について具体的に記録した。今後も具体的に記録していく。 |
| 【意見73】検査調書における検査方法の記載方法について  【警察本部】 | 大阪府は，検査調書における検査方法の記載につき，事後的に検査方法を検証できるよう，具体的な記載を行うべきである。 | 検査調書の記載について、検査方法を具体的に記録した。今後も具体的に記載していく。 |
| 15　電子計算機及びプログラム・プロダクトの賃貸借 | | |
| 【意見74】特命随意契約における価格交渉について  【警察本部】 | 大阪府は，特命随意契約における価格交渉につき，より具体的に交渉経緯を記録するよう努めるべきである。 | 価格交渉の経緯について具体的に記録した。今後も具体的に記録していく。 |
| 16　曽根崎警察署設備保守管理の契約 | | |
| 【意見75】特命随意契約における価格交渉について  【警察本部】 | 大阪府は，特命随意契約における価格交渉につき，より具体的に交渉経緯を記録するよう努めるべきである。 | 価格交渉の経緯について具体的に記録した。今後も具体的に記録していく。 |
| 【意見76】検査調書における検査方法の記載方法について  【警察本部】 | 大阪府は，検査調書における検査方法の記載につき，事後的に検査方法を検証できるよう，具体的な記載を行うべきである。 | 検査調書の記載について、検査方法を具体的に記載した。今後も具体的に記載していく。 |
| 17　視覚検査装置ほか４件（卓上視覚検査器，電動式深視力計，夜間視力計，動体視力計）の保守点検調整委託 | | |
| 【意見77】特命随意契約における価格交渉について  【警察本部】 | 大阪府は，特命随意契約における価格交渉につき，より具体的に交渉経緯を記録するよう努めるべきである。 | 特命随意契約における価格交渉については、契約担当課である会計課と連携し、具体的な交渉経緯を記録するよう努める。 |
| 【意見78】検査調書における検査方法の記載方法について  【警察本部】 | 大阪府は，検査調書における検査方法の記載につき，事後的に検査方法を検証できるよう，具体的な記載を行うべきである。 | 検査調書の記載について、今後検査方法を具体的に記載していく。 |
| 18　飲酒検知管ほか１件の購入に伴う単価契約 | | |
| 【意見79】予定価格の妥当性の検証  【警察本部】 | 大阪府は，飲酒検知管ほか１件の購入に係る単価契約について，他都道府県の警察における契約単価等の情報を入手するなどした上で，価格の妥当性を検証した結果を文書化しておくべきである。 | 他都道府県警察に契約単価を聴取し、本府の契約価格の妥当性を検証した上で、これを記録することとした。 |
| 19　アルコール消毒液の購入 | | |
| 【意見80】アルコール消毒液調達の必要性の把握の適正化【警察本部】 | 大阪府は，アルコール消毒液を調達するに当たり，適切な時期に一般競争入札手続を行えるよう，その残量や消費見込み等を適正に把握すべきである。 | 今後も残量や消費見込みを把握した上で、アルコール消毒液について入札手続を実施していく。 |
| 20　長期死体保管業務 | | |
| 【意見81】契約相手方の選定方法について  【警察本部】 | 大阪府は，長期死体保管業務の特殊性や当該業務の参加意思表明業者が少数であることを考慮し，契約相手方の選定において，参入業者の増加を図り，より競争が働く方法を検討すべきである。 | 各警察署の遺体保存用冷蔵庫を増強する等により、委託する死体保管数を減らす方法を検討し、仕様を見直すことで参入業者の増加を図っていく。 |
| 【意見82】個人情報の安全管理体制について  【警察本部】 | 大阪府は，契約上求められている受託企業の個人情報の安全管理体制を確認した場合には，当該確認結果について事後的に検証可能な態様で客観的に記録を残すべきである。 | 個人情報の安全管理体制を確認した場合、確認結果を作成又は相手方に報告書を求める等、事後的に検証可能な方法を選定し、今後実施していく。 |
| 21　自動警告電話クラウドサービス業務 | | |
| 【意見83】契約相手方の選定方法について  【警察本部】 | 大阪府は，他の都道府県警察と情報交換をするなどして，自動警告電話クラウドサービス業務の入札に参加可能な業者の数を増やすことにより，より競争が促進されるよう対応すべきである。 | 次回入札時においては、他の都道府県警察への契約状況も確認し、業者への入札参加を促していく。 |
| 22　信号機等交通安全施設等工事設計業務（第32回） | | |
| 【意見84】最低制限価格の合理性  【警察本部】 | 大阪府は，信号機等交通安全施設等工事設計業務に関する契約において，入札手続きにおける業者間の競争を促進するような最低制限価格を，適切に設定すべきである。 | 意見を踏まえ、令和３年度及び４年度の入札結果について分析を行った。  まず、測量・建設コンサルタント業務について、全ての業者が最低制限価格未満による失格で取りやめとなった平均比率を、信号機に関するものとそれ以外（全部局）で比較したところ、令和３年度は信号機(10.5%)、全部局(2.8%)、令和４年度は信号機(2.6%)、全部局(2.3%)であった。  令和３年度の信号機の比率が高い要因について、業者側にヒアリングしたところ、旧労務単価を用いる等の積算誤りという特殊な事情があった。  令和４年度では、信号機と全部局が近似値であることから、特に信号機に関する契約について、最低制限価格の設定に問題があるとは言えない。  以上により、信号機に関する契約について、通常の建設工事等とは異なる最低制限価格算出基礎額の算定を用いる必要性はないと考えられる。  また、大阪府総務部契約局の見解は、最低制限価格については、信号機に関する契約を含め、入札手続における最低制限価格算定基礎額が、国の示す統一的な基準に基づいて適切に設定されているとのことであり、今後も継続して業者間の競争を促進するよう、最低制限価格を適切に設定する。 |
| 23　信号機改良等工事 | | |
| 【意見85】最低制限価格の合理性  【警察本部】 | 大阪府は，信号機改良等工事に関する契約において，入札手続きにおける業者間の競争を促進するような最低制限価格を，適切に設定すべきである。 | 意見を踏まえ、建設工事における令和３年度及び令和４年度の入札結果を分析したところ、令和３・４年度の開札件数2,122件に対し、全ての業者が最低制限価格未満による失格で取りやめとなった件数は全体で31件(1.5%)、このうち信号機に関するものは開札件数183件に対し１件(0.5%)で、比率が近似値であることを確認した。  以上により、信号機に関する契約について、通常の建設工事等とは異なる最低制限価格算出基礎額の算定を用いる必要性はないと考えられる。  また、大阪府総務部契約局の見解は、最低制限価格については、信号機に関する契約を含め、入札手続における最低制限価格算定基礎額が、国の示す統一的な基準に基づいて適切に設定されているとのことであり、今後も継続して業者間の競争を促進するよう、最低制限価格を適切に設定する。 |
| 24　 IC運転免許証用消耗品購入 | | |
| 【意見86】契約相手方の選定方法について  【警察本部】 | 大阪府は，IC運転免許証作成関連機器及びその消耗品に関する契約を締結するに当たっては，より競争が働く方法で適切に契約相手方を選定できる方策を検討すべきである。 | 今後、他府県警察の導入事例の調査、同種機器を製造している他メーカーの聞き取り等を進め、競争性を確保できる調達方法を検討する。 |